

建設業者等の指名停止について

令和 8 年 8 月 5 日
阿賀野市総務部財務課

1 指名停止措置業者

中央開発 株式会社

2 指名停止期間

令和8年8月5日から令和8年8月18日まで(2週間)

3 指名停止の理由

上越地域振興局妙高砂防事務所発注の栗沢地区大規模特定砂防（地すべり）補正地質調査業務委託において、令和 8 年 7 月 1 日に関係者 1 名が負傷する事故を発生させた。それを受け新潟県は、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 1、第 7 号）に該当するため、令和 8 年 7 月 28 日付けで指名停止措置を発表した。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第 2 条第 3 項及び第 4 項に該当するため。